

福祉 (高齢・障害等)

民生委員・児童委員が変わりました

▷担当区域変更 (変更後の担当区域)
・渡邊ひろみ氏 (竜泉1丁目1~3・19~22・33・34、千束2丁目33~36)
・植木幸子氏 (竜泉1丁目4・5・17・18・23~25・30~32、入谷2丁目38・39)
▷問合せ 福祉課 TEL (5246) 1172

認知症サポーター養成講座 オンライン(Zoom)

▷日時 6年1月19日(金)午後6時30分~8時
▷対象 区内在住(在勤(学)の方)
▷定員 20人(先着順)
▷講師 認知症コーディネーター
▷申込み 電子申請か問合せ先へ
▷申込締切日 1月11日(木)
▷問合せ 高齢福祉課 TEL (5246) 1225



詳しくはこちら

認知症高齢者の専門相談 (予約制)

もの忘れなど認知症に関することについて、精神科医に相談できます。
▷日時 毎月第2・4金曜日午後2時~3時(1人30分程度)
▷対象 区内在住の高齢者とその家族・介護者
▷定員 各2人(先着順)
▷申込締切日 相談希望日の2日前
▷場所・申込み・問合せ 高齢福祉課(区役所2階⑥番) TEL (5246) 1225

認知症高齢者を介護する家族のこころのケア相談 (予約制)

日常生活の悩みや対応について、公認心理師等に相談できます。
▷日時 毎月第1・3水曜日午後2時~4時(1人50分程度)
▷対象 区内在住の認知症高齢者を介護している家族
▷定員 各2人(先着順)
▷申込締切日 相談希望日の1週間前
▷場所・申込み・問合せ 高齢福祉課(区役所2階⑥番) TEL (5246) 1225

「はつらつサービス」有償ボランティア募集

高齢者や障害のある方の日常生活を支援

する「はつらつサービス」のボランティア活動をしてみませんか。活動には謝礼金の他にポイントがつき、ワオカードと交換できます。

・登録時研修(要予約)
▷日時 第1・3金曜日午後2時~4時
▷場所・申込み・問合せ 台東区社会福祉協議会
TEL (5282) 7541

民間緊急通報システムをご利用ください

ボタンひとつで民間の警備会社へ通報できる、機器とペンダントを貸与します。緊急時には救急車両の要請等を行います。※救急搬送等のため、委託業者に鍵を預けていただきます。

●高齢者
▷対象 区内在住の65歳以上の高齢者のみの世帯の方で、慢性疾患等で常時注意の必要な方
▷月額利用料(税込) 住民税が課税世帯の方は660円、住民税が非課税世帯の方は330円
※利用者の身体介助は行えません。

※自宅に固定電話回線の無い方も申込みできます(携帯電話は必要)。
▷申込み・問合せ 高齢福祉課(区役所2階⑤番) TEL (5246) 1222・1224



詳しくはこちら

●障害者
希望者には火災センサーも貸与します。
▷対象 区内在住の18歳以上のひとり暮らしや障害者のみの世帯で、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1・2級の方 ②難病医療費助成制度(国および都疾病)の対象の方
※65歳以上で、上記高齢者用の同制度該当者を除く

▷月額利用料(税込) 330円
※住民税非課税世帯・生活保護世帯は免除
▷申込み・問合せ 障害福祉課(区役所2階⑩番) TEL (5246) 1201



詳しくはこちら

中等度難聴児の補聴器等購入費用を助成します

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児が補聴器および補聴システムを購入する場合、費用の一部を助成します。※購入前の申請が必要です。
▷対象 区内在住の18歳未満で次の全てに該当する方 ①両耳の聴力レベルが

おおむね30デシベル以上で、身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象の聴力に該当しない ②補聴器の装着により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師に判断された
※所得制限などにより対象とならない場合があります。

▷助成額 1台あたり上限137,000円
※世帯の収入状況により自己負担(1割)があります。
▷申込方法 申請書・所定様式の医師意見書(問合せ先で配布)、補聴器等の見積書を持参
※詳しくは、お問合せください。
▷問合せ 障害福祉課(区役所2階⑩番) TEL (5246) 1201 FAX (5246) 1179

~地震に備えて~ 家具転倒防止器具の給付・取り付けをします

▷対象 次のいずれかに該当し、初めて助成を受ける区内在住の方
①65歳以上の高齢者のみの世帯
②65歳以上の高齢者が在宅で生活し、世帯全員の住民税が非課税の世帯
▷内容 家具転倒防止器具を3点まで無料で給付・取り付け(1世帯1回限り)
▷取付器具の種類 ①家具転倒防止ポール ②L字型金具 ③扉ストッパー ④連結用止め金具 ⑤家具転倒防止板 ⑥T型固定式器具 ⑦転倒防止粘着マット(大型テレビ等に取付可)
▷申込方法 本人確認書類(健康保険証・運転免許証等)、家主の承諾書(賃貸住宅の場合のみ必要。区HPからダウンロード可)を持参
▷問合せ 高齢福祉課(区役所2階⑤番) TEL (5246) 1222・1224

介護サービスの利用料の一部が軽減されます(社会福祉法人等による利用者負担額軽減)

軽減制度に協力する事業所のサービスを利用した場合、介護サービス費の利用者負担および食費・居住費(滞在費)の4分の1を軽減します。
▷対象 次の全てに該当し、区が生計困難と認めた方 ①世帯全員の住民税が非課税 ②世帯の前年の収入(仕送りや手当、非課税年金等を含む)が、単身世帯で150万円以下(世帯員が1人増えるごとに50万円加算) ③世帯の預貯金等の額が、単身世帯で350万円以下

(世帯員が1人増えるごとに100万円加算) ④自宅以外に活用できる資産(土地や家屋等)がない ⑤負担能力のある親族等に扶養されていない ⑥介護保険料を滞納していない

▷対象サービス 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護、特別養護老人ホームにおける施設サービス等
※申請方法等、詳しくはお問合せください。
▷問合せ 介護保険課 TEL (5246) 1249

おむつ代も医療費控除の対象になります

▷対象 おおむね6か月以上寝たきり状態の方のおむつ代
▷所得税・住民税の申告時に必要な書類 ①医療費控除の明細書 ②医師が発行した「おむつ使用証明書」(継続して2年目以降控除を受ける方は介護保険課が発行する「確認書」〈要介護認定時の主治医意見書の内容を区が確認したもの〉も可)
※「確認書」の交付は問合せ先へお申込みください。条件に該当しない場合、「確認書」を発行できないことがあります。
▷問合せ 「確認書」の交付は介護保険課(区役所2階④番) TEL (5246) 1245 おむつ使用証明書の用紙配布は高齢福祉課(区役所2階⑤番)で配布※区HPからダウンロード可) TEL (5246) 1222・1224
住民税に関する問合せは税務課(区役所3階①~③番) TEL (5246) 1102~5

家族介護慰労金を給付します

介護サービスを使わずに重度の要介護状態の方を在宅で介護している同居のご家族に、慰労金を給付します。
▷対象 過去1年間、次の全てに該当している家族 ①介護される方が、要介護4または5の認定を受けている ②介護される方が、在宅で生活している(通算90日以上入院していないこと) ③介護サービスの利用日数の合計が通算10日以内である(福祉用具貸与・購入、住宅改修を除く) ④介護する方・される方の世帯全員が、住民税非課税である ⑤申請日時時点で、介護する方(40歳以上の場合)・される方ともに介護保険料の滞納等がない
▷給付額 10万円
▷問合せ 介護保険課 TEL (5246) 1249

高齢者が暮らしやすい地域へ

高齢者総合相談

次の内容等でお困りの際は、ご相談ください。①高齢のひとり暮らし等で、生活に不安を感じる ②高齢者向けの福祉サービスを知りたい ③介護保険について知りたい、介護認定を受けたい ④杖やシルバーカーなどの自立支援用具や紙おむつ等の給付を受けたい ⑤特別養護老人ホームの申込みをしたい ⑥近所に心配な高齢者がいる

高齢者への虐待を防ごう

●高齢者虐待について
長年の人間関係や、介護の知識・情報の不足、認知症高齢者に対する理解不足など

が原因となり、気付かないうちに虐待につながってしまうことがあります。また、介護が長期化し、介護をする養護者の負担が増え、無自覚な虐待が発生してしまうこともあります。

●高齢者虐待の早期発見のために
家の中から怒鳴り声がする、身体にあざがある、髪や服装が乱れている、住居が非衛生的・異臭がするなど、周囲の気づきが虐待の早期発見・防止につながります。虐待を受けた(と思われる)高齢者を発見したら、速やかに近くの地域包括支援センターか区の相談窓口にご連絡ください。連絡者の情報が外部に漏れることはありません。メ



詳しくはこちら

ールでも24時間通報することができます。YouTube台東区公式チャンネルで「高齢者虐待防止セミナー」動画を配信中です。



セミナー動画はこちら

●区への対応
虐待の通報を受けたら、高齢者の状況を確認し、さまざまな関係機関と連携して、高齢者本人や養護者に必要な支援を行います。



▷問合せ 高齢福祉課(区役所2階⑤番) TEL (5246) 1224
各地域包括支援センター

高齢者地域見守りネットワーク関係協力機関を募集しています

高齢者が地域で安心して暮らし続けられるように、地域全体で支える仕組みが「見守りネットワーク」です。区では地域の見守りの目を増やし、ネットワークの強化・充実を図るため、事業者等との協定締結や登録を促しています。
関係協力機関には、日常業務の範囲内でゆるやかな見守りをお願いしており、区内全域で見守りに協力する「全域型」と各地域包括支援センターの担当区域内で見守りに協力する「圏域型」があります。
高齢者の見守りにご協力いただける場合は、問合せ先または各地域包括支援センターにご連絡ください。
▷問合せ 高齢福祉課 TEL (5246) 1221